

8月21日(金)に倉敷民商弾圧事件・差戻審第9回公判

裁判所に向けた無罪要請署名を集中しよう!

春日井民商だより

春日井市ことぶき町一八三
FAX 八一一九七五六



倉敷民商弾圧事件

差戻審第9回公判が8月21日(金)に

倉敷民商弾圧事件・禰屋裁判の差戻審第9回公判が8月21日(金)に岡山地方裁判所で開かれることが決まりました。

倉敷民商弾圧事件とは?

この事件は2014年1月、当時、倉敷民商会員であった建設会社の「脱税」を口実として倉敷民商を捜索・差押えし、そのときの資料を基に禰屋さんを「法人税法違反(脱税補助)と税理士法違反」、ほか2名の事務局員を「法人税法違反」で逮捕起訴したものです。

一審・岡山地裁は有罪(2017年)。しかし、二審・広島高裁岡山支部は、有罪の証拠は違法だとして一審判決を破棄して審理を岡山地裁に差し戻しました(2018年1月)。

差戻審の検察側証人尋問でも「禰屋さんは訴追の対象ではなく参考人であった」(国税

査察官)「禰屋さんに脱税の手助けを頼んでいない」(脱税をしたとされる建設会社経理責任者)など、ますます禰屋さんの無罪無実が明らかになっていきます。しかし事件発生から12年、差戻になったから8年もたっているのにいまだ禰屋さん



第8回公判前に裁判所前で訴える禰屋さん

4月に三澤裁判長に交代

んは刑事被告人とされています。

4月に裁判長が交代し、弁護団・裁判所・検察による進行協議が行われていますが、裁判所からは検察に対して「検察官申請の証拠について関連性・必要性及びどの争点に関するものであるか書面で明らかにする」ように指示があったようです。

差戻判決は証拠採用の違法性とあわせて「①検察官は査察官報告書によらない別の方法によって立証すべきであること②検察官・裁判所は適切な争点整理を行うべきであること③検察官は真に立証すべき事実は何かを吟味しその主張を明らかにすべきであること④検察官は必要な資料を抽出して整理し、その記載内容から必要な部分を転記して原資料を明示したわかりやすい一覧表を作って証拠請求すべき」であるとしており、今回の指示は8年たっても検察官が立証できていないことを暗に示しているのではないのでしょうか?

裁判所には無罪判決を

検察には公訴取下げを強く求めよう

全国連絡会は裁判所宛の署名を早急に45万に呼びかけています。また検察宛の公訴取り下げを求める団体署名も行うことになりました。

お手元の署名は早めに事務所までお届けください。署名用紙の必要な方はご連絡ください。

公判傍聴や要請行動に参加を

公判傍聴や裁判所・検察への要請行動の参加が呼びかけられています。参加可能な方は事務所までお知らせ下さい。(交通費は愛知の会等で負担します)

くつろぎ処 天海さんが愛知

商工新聞で紹介されています。北支部の商工新聞読者の「くつろぎ処 天海(あまみ)」



さんが今月号の愛知商工新聞に取り上げられています。桃山町にお店がありますよ。興味のある方はぜひ!

愛知県交渉

8月6日(木)

13時から16時

愛知県議会会議会棟5階

「アジア大会」の開催のため

例年より1ヶ月早く開催されます。中小業者の実態を訴え施策の充実を求めます。

毎年好評の小豆島ソーメン入荷しました!

物価高でも値段据え置き
1.8キロ入り
2,500円



8月8日(土)~8月16日(日)夏期休業のため事務所はお休みです。相談等は早めをお願いします。

毎月15日までの会費集金にご協力をお願いします 会計 山崎孝亀